

平成25年第3回大仙市議会定例会会議録第2号

---

平成25年9月4日（水曜日）

---

議事日程第2号

平成25年9月4日（水曜日）午前10時開議

---

第1 一般質問

---

出席議員（28人）

1番 藤田君雄	2番 佐藤文子	3番 後藤健
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 茂木隆	8番 小山緑郎	9番 小松栄治
10番 富岡喜芳	11番 佐藤清吉	12番 石塚柏
13番 金谷道男	14番 大野忠夫	15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英	17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄
19番 大山利吉	20番	21番 高橋幸晴
22番 本間輝男	23番 橋本五郎	24番
25番 橋村誠	26番 佐藤孝次	27番 武田隆
28番 千葉健	29番 竹原弘治	30番 鎌田正

---

欠席議員（0人）

---

遅刻議員（0人）

早退議員（1人）

18番 佐藤芳雄

---

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
副市長	老松博行	教育長	三浦憲一
代表監査委員	福原堅悦	総務部長	元吉峯夫

企画部長	小松英昭	市民部長	山谷勝志
健康福祉部長	今田秀俊	農林商工部長	佐々木誠治
建設部長	田口隆志	上下水道部長	小松春一
病院事務長	伊藤和保	教育指導部長	小笠原晃
生涯学習部長	佐藤裕康	総務課長	伊藤義之

---

議会事務局職員出席者

局長	木村喜代美	参事	伊藤雅裕
主幹	堀江孝明	副主幹	田口美和子
主査	佐藤和人		

---

午前10時00分 開 議

○議長（鎌田 正） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

---

○議長（鎌田 正） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

---

○議長（鎌田 正） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に12番石塚柏君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、12番。

【12番 石塚 柏議員 登壇】

○議長（鎌田 正） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○12番（石塚 柏） 大地の会の石塚柏でございます。皆さん大変忙しい期間でございますので、簡単明瞭に質問を3つほどさせていただきたいと思っております。

まず最初に、子ども条例の件についてであります。前に市長が子ども条例を策定したいという意思表示されました。この子ども条例は今現在、盛んと策定作業に入っているらっしゃると思っておりますが、その点につきまして若干質問させていただきます。

まず1点目であります。この子ども条例は市のどのような部署で策定されて、もしくはどの部署がリーダーシップの役割を發揮されているか、その点につきましてお尋ね

をいたします。

また、市役所の内部だけでなく、市役所以外の公的な公共機関、もしくは民間団体、大仙市に協力をしていただいているたくさんの団体があると思うのですが、そういった団体の中でこういったところが協力をされて策定されているのか伺います。

次に2点目、子ども条例に関してですが、厚生労働省はこの子ども条例に対応する子供の育成の支援の計画を自治体に求めておるわけでありまして。そこで、この子供の支援計画はどのような内容で、今現在ですね、市ではどの程度の中身が固まっているのか、概要がございましたらばお教えをお願いしたいということでありまして。

3つ目の最後であります、この子ども条例ということをして市長が発言されたときにですね、私は子供に関する育児放棄だとかDVだとか、まあとっても心が痛む報道が新聞であれテレビであれ映されます。本当に見たくない、聞きたくないというような状況でありますけれども、これは子供を守る、健全に育てるという意味で、子供たちに関する憲法だと思っております。この条例を決めて終わりと、議会で異議なしと決まって終わりということではなしに、そのときがスタートになるんだという気持ちでですね、じゃあこの子ども条例の担い手として、どういう関係機関、どういう民間の団体を想定しながら今のこの子ども条例の策定作業を今からこう仕組んでですね、仕組む、言葉は悪いですけども、参加していただいて盛り上げようとしていただいているのか、もしそのようなお考えがあるとなれば、是非お尋ねしたいと思います。

子ども条例に関しては以上でございます。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 石塚柏議員の質問にお答え申し上げます。

子ども条例は、平成元年（1989年）に国連総会において子供の基本的人権を国際的に保障するために採択された「児童の権利に関する条約」を平成6年（1994年）に日本が批准したことを受けて、一部自治体で制定しているものであります。

この条例は、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の4つの柱からなっております。

県内では、秋田県と2市（これは秋田市、由利本荘市ですが）で既に条例が制定されております。大仙市では平成22年9月の定例会において、杉沢千恵子議員の一般質問での提言などを受けまして策定準備を進めてきたところであります。

質問の子ども条例の策定過程についてであります。はじめに、子ども条例はどのような体制で策定されるかについてお答えいたします。

現在、大仙市福祉関係計画等審議委員会の中の児童部会で条例案の審議を行っていただいているところであり、委員には市民の皆さんと一緒に条例を作っていくという考え方から、幼稚園・保育園の保護者、PTA、子ども会育成会連合会など子育て中の当事者はもとより、保育所、小・中学校、養護学校、子育て支援団体などの代表者、人権擁護委員、福祉団体の代表など、子供に深くかかわりのある18名の皆様に委嘱し、各方面から広く意見を取り入れられる体制としたところであります。

また、この会議とは別に健康福祉部児童家庭課を事務局に、男女共同参画・交流推進課、教育指導課など市内の9つの課の代表による市内検討会を並行して開催し、条文の調整とあわせて認識の共有化を図っております。

なお、児童部会の会議はこれまで2回開催しておりますが、市が示した子ども条例の目的や内容、策定スケジュール、条例案などに対し、委員からは、いじめや体罰、児童虐待など大仙市の現状などに関する質問や条文案の表現などに対する積極的な意見をいただいております。こうした意見を検討して年内に成案的にまとめられるよう取り組んでいるところであります。

また、委員以外の市民の皆様からも意見を集約する機会が必要と考え、12月を目途に市広報、ホームページ等を通じてパブリックコメントを募集する予定であり、3月定例会に条例案を提案したいと考えております。

次に、子ども条例に関する当市の計画策定の考え方についてであります。

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」において、全ての自治体が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画を、当市の子ども条例を具体的に推進するための基本計画として位置付け、条例の理念を反映させた計画にしたいと考えております。

計画策定にあたっては、アンケート調査により、保護者が求める子育てなどに関する事業量を把握し、今後当市が行う支援の方向性を検討した上で、平成26年9月までに計画を策定し、平成27年4月の実施に向けた作業を進めております。

なお、この計画が策定される27年3月までは、現在策定されている大仙市次世代育成支援行動計画を基本計画として位置付けてまいります。

次に、子ども条例の担い手として期待される関係機関、関係団体につきましては、審議中の条例案では、子供の権利とともに市が果たすべき責務、保護者、学校等関係者、

地域住民、事業者、そして子供自身が果たすべき役割を規定し、全ての市民が担い手であるという考え方で進めており、市民一人ひとりがそれぞれの立場で子育てに適した環境の整備に努めることにより、「安心して健やかに暮らせるまちづくり」が推進されることを期待するものであります。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、石塚柏君。

○12番（石塚 柏） 丁寧な答弁ありがとうございました。

先程、担い手の話をさせていただきました。18名の委員ということですがけれども、是非部会など設置して、テーマ別にもっともっと担い手が増えていくという方向で是非検討をしていただきたいなと思っております。3月の定例に上程されるということでもありますけれども、それら含めていずれかの適当な時期に中間報告等を議会の方にさせていただいてですね、我々もよく理解をしながら賛成の挙手を挙げたいと思いますので、その点につきまして市長から再度ご説明、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問にお答えいたします。

この子ども条例の関係については、大変大事な条例として我々位置付けておりまして、かなり時間をかけて慎重に準備をしながら条例制定に今、向けた作業をしているところであります。

年内、パブリックコメントを求めるあたり、そのあたり、12月議会のあたりに、これは議会との話し合いの中で市の施策の基本的なものについては議会とも事前に様々な意見交換をすることという約束がございますので、その約束に則って12月議会あたりに、まだ素案的な部分もあると思いますけれども議会にもお示しして様々なご意見をいただきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（鎌田 正） よろしいでしょうか。

○12番（石塚 柏） よろしいです。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。

○12番（石塚 柏） 2番の公正な職務執行の確保についてというテーマであります。

この後もう一つ、コンパクトシティの質問もするわけですけど、今、今日一緒に出席し

ている議員は、一斉にこの8万人市民と対話をしていると。個別訪問という言葉は使えないわけですが、市民の皆さんと一生懸命対話をしている最中なわけであります。この対話の最中にですね、これは困ったもんだなと思ったことがありましたので、2つほど大きな質問をさせていただいております。

市民の皆さんからはですね、本当に就職試験、あるいは業者間の仕事の配分だとかそういうことがですね、公正にやられていますかと、ズバッと聞いてくる人が必ず少なからずおります。私はですねいつも言います。昔はどうであれ、今はそんなことないと、全くないと思っていると。栗林市長はそういう人ではないとまで踏み込んでも言っています。しかしですね、とはいっても繰り返し言われるとですね、こっちもだんだんこう、秋田弁でいえば「いい腹でねぐ」なってくるわけですな。だから、私はこれはふっと思い出した。去年の10月、大地の会の政務調査費で大分市の議会に勉強会に行ったんですね。勉強会に、みんなして揃って。そのときにペーパーが1枚あったんです。要は、職員の公益通報に関する条例化というペーパーが1枚ありまして、非常に印象に残った。それと市民の皆さんと話しているときに繰り返し言われると頭にきて、大分市の件をパッと思い出したということであります。

そこで質問であります、大仙市には大仙市職員の公益通報に関する要領が定められております。この要領の目的と策定の背景、策定後の職員に対するこの要領を周知させるために、どのような努力をされているのかお尋ねをしたいということであります。これが1点目。

この問題は職員の身を守るといいますか、職員が不利益な扱いをされないというためのガードということ、これは市町村の責務だと思います。しかしもう一つ、我々の側から期待するのはですね、いわゆるその予防といいたまうかね、不正な動きに対する予防、あるいは働きかけ、斡旋に対する事前に予防するという願いといいたまうか期待というものが込められていると思います。

例えば、そういったことを含めて職員の倫理に関する規程だとかですね、公益通報に関する規程、これは主に暴力団等いかがわしい団体に対する外部の者等からの組織的な対応に関する指針など、全国でいろんな各市で努力をされておるわけでございます。それはおそらく皆さんもご承知だと思います。そういった動きに対しまして大仙市の現状と照らし合わせて、どう外部の動きに対する評価をなさっているのか、2点目でお尋ねをしたいと思います。

次に、大仙市では、大仙市職員の公益通報に関する要領というものがあるわけですが、ペーパー1枚です。条文も非常に簡潔です。大分市はですねペーパーで、ちっちゃな字で20枚近くあるんですね。職員の保護という問題もありますし、公正な取り扱い、厳正な手続きということもありますからですね、当然内容は相当ボリューム厚くなってくるわけでありまして。市長はですね、栗林市長は私と同期であります。長い間お付き合いをさせていただいておるわけでありまして、栗林市長の政治的な使命、目的、これは弱い立場の人たちに光を当てたい、こういう政治活動であります。しかし、私からの希望ですね、栗林市長に対する希望は、大仙市政に清新さを吹き込んでいただきたい、これはご尊父の栗林三郎先生、それから、今は名前が変わりましたが自民党と対峙していたかくも輝かしい活動をされていた日本社会党、こういったことを考え合わせればですね、栗林市長に大仙市政に清新さを吹き込んで欲しいということをお願いしておるわけでございます。そういったことをあわせて、この問題に対して条例化しなくとも、内容を充実させるというような意味合いのお考えがあるのかお尋ねをしたいと思います。

以上、3点について質問させていただきます。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の公正な職務執行の確保についてお答え申し上げます。

はじめに、「大仙市職員の公益通報に関する要綱」につきましては、平成18年4月1日に施行された「公益通報者保護法」にあわせ、職員からの公益通報を処理する体制を整備し、公益通報した職員の保護を図るとともに公正な市政の運営に資することを目的として平成18年3月31日に制定しております。

これまで職員同士の意思疎通を十分行うことで、不祥事を起こさせないような職場風土の醸成を図ることに努めてまいりましたので、特別なことは行っておりませんでした。研修等で制度をより周知してまいりたいと考えております。

次に、「職員の倫理規定」「外部の者からの要請等への組織的な対応指針」につきましては、これまで年末年始や各種選挙などの機会を捉えて職員に対して綱紀粛正に関する文書の通知を行い、また、新規採用職員研修においても公務員倫理に関するカリキュラムを組み込み、倫理に関する取り組みを実施しておりますが、さらに職員の公務員としての資質の向上及び倫理の高揚を図るため、「倫理規程」を制定したいと考えており

ます。

また、「外部の者からの要請等への組織的な対応指針」につきましては、市民からの通報については「市民の声管理運営規程」で、その通報等について対応しております。

また、不当要求に対しては、各部庶務担当課長を指定し、暴力団員による不当な行為等に関する法律で規定する講習を大仙警察署のご協力をいただいで実施しております。

次に、「公益通報に関する要綱」の条例化につきましては、現在の要綱は一事業所として制定したもので、通報者を職員に限定しておりますので、今後は通報者を指定管理者など、市の業務に従事する者及び一般市民にも拡大し、内容を検討の上で条例化したと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、石塚柏君。

○12番（石塚 柏） 一番最後に市長がおっしゃった言葉で尽きるわけでございまして、結局この問題は規則だとかそういう話ではなくて、政治の問題といいましょうか、いろいろ考えてみますと、市長がそういったことに関心があって、こう行動のある言葉に現われない限り、いくらこれ条例作ろうだとか規則作ったって何にもならないんじゃないか、そういう意味合いにおきまして栗林市長に非常に私は是非ご期待を申し上げたいと思いますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

一言栗林市長からですね、ご自身の言葉で政治の問題じゃないかということに対しましてお答えをいただけるのであれば大変ありがたいということでございます。

○議長（鎌田 正） 答弁いいですか。

○12番（石塚 柏） いいです。

○議長（鎌田 正） それでは答弁なしということで、次に、3番の項目について質問を許します。

○12番（石塚 柏） 次に、コンパクトシティについてであります。

これも選挙といいましょうか市内を回っていてですね、新しく団地ができるところ、それから空き家がたくさん連なって、もう倒れそうな家、いろいろあります。こういうことを見まして、以前、都市の縮小というテーマで質問をさせていただいたこともありますが、要はこれに対してどうやっぱり市政で対応していくのかという問題であります。

1 番目、大仙市では全国でコンパクトシティというテーマで取り組んでいる市はたくさんあります。全国的にコンパクトシティに挑戦している都市、これらの動きに対して、市ではどう評価されているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、現在の大仙市の市街地では、新しい家族、市街地に若い人がいて、子供ができて、新しい家族が繰り返し生まれる、それによって初めて市街地が安定して形成されていくと。ところが、その限界がある。例えばですね、例です。大曲上大町 1 9 6 世帯 4 3 8 人、人口がいます。このうち学童は 1 2 名、全体に占める割合は 2. 7 %。花館中町 9 5 世帯ありますけれども、2 7 0 人の人口です。しかし学童は 6 名、2. 2 % あります。反対に宅地造成がどんどん動きが見えるところです。大曲の住吉町 2 8 5 世帯 7 0 4 人の人口です。学童は 4 1 名、5. 8 %。大曲の幸町、団地がどんどん増えていっています。外灯も無し、下水道も無し、この幸町 3 1 0 世帯 8 3 0 人住んでいます、人口が。学童は 6 5 人、7. 8 %。まあ大体 3 倍、多いところ少ないところ 3 倍ぐらいの広さがあります。結局は子供たちがいないということは、町内会、あるいは自主防災組織、こういったこと、若い人がいないもんですから自主防災組織もなかなかつくるの難儀するんです。総合防災課長、頑張っていますけどね、難儀していますよ。花館中町なんてできっこない、そういうことがあります。そういうような状況であります。

こういった状況、一部の地区に新興住宅地に宅地造成を偏在させていないかどうか。農地法の問題もあります。都市計画法の問題もあります。しかし、行政コストからいえば、従来の市街地に家を建ててもらおうことが、もう安く済むことは間違いないわけであり。そういったことに対して、市はどう捉えているのか 3 つ目にお尋ねしたいと思います。

4 つ目、最後ですけれど、市は市街地の優良農地を宅地化することを抑制してですね、限界市街地とも、限界集落という言葉はありますけれども、限界市街地とも呼ぶべき市街地に新しく住宅が建築されるような誘導策ですね、極端に言うと新規団地造成については、ありとあらゆるものを開発、持ってくる。今までの市街地を宅地にするときには、極端に言えば、その前は側溝から何から、下水道のつけ方、いろんな市民からの要望については優先的にやりますよというふうに誘導策を設けるというふうにして、この人口が減っていくときにどんどん宅地が外に、中はどんどん再生産ができない市街地ができていくということにストップをかけるという、これ農業委員会、それから都市計画課さん尋ねたって、おそらく出てくる答えは今ある法律、今ある条例を粛々とやってい

ますと。何も違反はしていません。止めることもできませんという返答があるかもしれませんが、結果はもう、事態は逆ですよ。だから先程も申し上げました2番目の公益通報もそうなんですけれども、法律・規則の世界ではないわけです、これ。もはや危機的な状況で、これは政治の問題だと思うんですね。是非そういったことに対して答弁を期待しておりますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問のコンパクトシティというものの考え方、これについてまずお答えいたします。

はじめに、「コンパクトシティ」という考え方についてであります。このコンパクトシティとは「都市の郊外への拡散を抑え、中心部に行政、医療、教育、交通などの都市機能を集積し、中心街の活性化と都市住民の利便性を向上しようという概念」と定義され、大型商業施設や公共施設の郊外建設の抑制、交通手段として自動車より徒歩、自転車や路面電車などの公共交通機関の重視、集合住宅の整備など「街なか居住」の推進などを図るものと認識しております。

本市では、平成21年7月に策定した都市計画マスタープランにおいて、都市づくりの基本理念として「地域の特性や資源を活かした連携と協働による一体的な都市づくり」を掲げており、市街地の低密度な拡散を回避し、持続的な都市運営を実現するため、機能集約を図るべき「拠点」を明確にするとともに、公共交通や道路などの「軸」によるネットワークの形成を図り、機能集約型都市構造への転換につながる計画的な都市づくりを推進することとしております。

都市機能が集積し、交通結節点でもある大曲駅周辺を「中核拠点」に、地域の中心である支所や駅周辺を「地域拠点」に位置付け、コンパクトな街づくりを目指すこととしております。

特に、現在病院改築を核事業として実施しております市街地再開発事業では、医療、健康、福祉、交通等の都市機能を集約したコンパクトな街づくり、商店街と連動した歩いて暮らせる「生活街」として、再生を図ることとし事業を進めております。

市町村合併により広大な市域を有する本市における街づくりは、中心部が一つの「単心型」のコンパクトシティではなく、公共交通を軸として集約拠点を複数連結した「多心型」のコンパクトな街づくりを目指すべきものと考えております。

次に、「安定した市街地を形成していくことに限界のある市街地の認識」についてありますが、本市でも他の地方都市同様、人口減少による過疎化や少子高齢化の急速な進展に伴い、農山村部の集落に限らず町部の町内においてもコミュニティ機能を維持していくことが難しい町内が発生することが想定されます。

市では、小規模・高齢化集落等コミュニティ対策事業や「がんばる」集落活性化支援事業をはじめ、地域協議会や自治会連合会、コミュニティ会議などの活動を支援し、町内会等が共同体としての機能を次世代に引き継いでコミュニティ機能が維持できるよう努めております。

大曲街部におきましても4ブロックから構成された大曲地区コミュニティ会議が設立され、各ブロックで工夫しながらコミュニティ機能を維持、活性化していく気運が徐々に高まっており、町内会の連携などにより、市街地におけるコミュニティが維持されるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、「若い世代の住宅地の偏在」についてありますが、都市計画用途地域につきましては、大曲地域で都市的土地利用すべき地域として昭和50年10月に面積724haで当初決定し、平成7年12月に面積767haに拡大しております。

用途地域は、住居系と商業系と工業系の大きく3つに分かれ、住居系の用途地域であれば商業系と工業系の建築が制限され、建物の用途の混在を防ぐことはできます。しかし、住宅につきましては、工業専用地域以外のどの用途地域でも建築が可能であり、用途地域の指定だけでは新興住宅地を促進・誘導させるような制度とはなっていないため、市では幸町と福田町につきましては地区計画を定め、優良な住宅地形成の誘導を図っております。

最近の民間による住宅用地の開発動向につきましては、幸町などの用途地域内にある農地や用途地域周辺部の農地において宅地開発が進んでいる状況であります。

民間による宅地開発は、通常の経済活動の一環でありますので、地価が安くまとまった一団の土地において展開されており、住宅建築においても地価が安価な地域に住宅建築が進んでいるものと推察しております。

最後に「住居区域の用途地域見直し」につきましてお答え申し上げます。

用途地域内の農地につきましては、都市計画法上では開発許可申請があった場合、許可基準に適合しており、その申請手続きが法律、または法律に基づく命令の規定に違反していないと認められるときには、開発許可をしなければならないとされていることか

ら、開発抑制は難しい状況にあります。

用途地域による中心市街地への住宅建築の促進・誘導につきましては、大きな効果は期待できないものと認識しており、現時点では用途地域の見直しは考えておりません。

市街地に新しく住宅が建築されるよう誘導するためには、次世代にわたり居住できるような住環境の整備が必要であり、様々な分野での取り組みが必要となります。

空き家対策や未利用地の活用など、できることからまず進めてまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、石塚柏君。

○12番（石塚 柏） 市長が答弁されることは大体事前に予想がつきます。農地法だとか都市計画法、今までの用途区域の指定ありますから、さっきもお話したように粛々とやっていますと言われればそれまでの話、それ以上のものは何も出てこない。

しかし、皆さんもおそらく認めていると思うんですよね、大きい問題だなど、将来どうなるべなど。まあ例えば一点話すれば、平成7年に第二種の住宅区域、これを決めたときは拡大ですよ、拡大。まだこの頃は経済が発展途上、農地を宅地にすれば一部の人は法外なお金が入るということありますから、そういう状態のものはそのまま今生きているわけですよ。だから、市長にお尋ねしたいのは、規則・法律はわかったと。だけど政治的な面で誘導策を努力していくことはできないのか。もちろん見直しだって考えてませんと言われれば、もう私ら議員はもうそれまでですから。だけど、誘導策を今現在自分たちでやれる、さっきちょっと私も言いましたけど、そういった中で今大仙市、大曲の市街地だと。坪5万とか6万という非常に安い価格ですよ、地勢価格は。駅前、すぐそばだということではないですけども、住宅地として旧市街地提供できるところは非常に安い値段になっています。もう一つ努力できるんじゃないですか。是非そういう意味で政治的な手立てとして誘導策を検討するということを求めたいと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。市長。

○市長（栗林次美） この都市計画上の誘導策については、先程答弁でも申し上げましたけれども、幸町、福田町方面、まだまだこの開発される用地、可能性のあるところがあ

りますので、この点につきましては早めにこれは誘導策として、これは事業者の協力を得るという形の誘導策になりますけれども、地区計画ということだけはしっかりやっております。ただその用途地域が決まって、ある時代から決まって、ずっとやっぱりその途中で変えるということは、既に様々な形でその土地利用がされている場合、極めて難しいのではないかなと思います。都市計画的な考え方と、一つには私の権利、私権にどこまで行政が入れるかという問題もありますし、これは用途地域とか様々な考え方、建築基準法等を含めまして大きな考え方で流れてきている問題ですので、部分部分で変えていくと、かえって一貫性のないものになってしまうと。それはそこに住んでいる皆さん、これから住もうとしている皆さんにとって、非常に一貫性のないものとして映ってしまうのではないかと考えていますので、現在の用途地域の問題については、私は大きく変える必要はないのではないかと、そういうふうに答弁させていただきました。

○議長（鎌田 正） 再々質問はありませんか。

○12番（石塚 柏） 終わります。

○議長（鎌田 正） これにて12番石塚柏君の質問を終わります。

【12番 石塚 柏議員 降壇】

○議長（鎌田 正） この際、暫時休憩いたします。再開時刻は午前11時に再開いたします。

午前10時46分 休 憩

午前10時59分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番小山緑郎君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、8番。

【8番 小山緑郎議員 登壇】

○議長（鎌田 正） 1番の項目について質問を許します。

○8番（小山緑郎） 新政会の小山です。今回は1項目ですけれども、インフラ整備についてということで、4年間お世話になったことと住民の思いを伝えながら質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まずはじめに、我が国は昭和40年代後半から50年代にかけて、経済大国第2位と

いう目覚ましい発展をしてきました。その間、特に新しいものを多くつくって経済発展してきました。新幹線をはじめ高速道路等、様々の要である産業や社会生活の基盤となる施設、道路、鉄道、港湾、ダム、橋など産業基盤の社会資本及び学校、病院、公園、社会施設等の生活関連の社会資本など多義にわたりますが、ここにきていろいろなところで老朽化し、破損箇所も見受けられるようになった現在であります。この前も県北での橋の陥没事故、または全国を見てもトンネルの天井の崩落事故、様々あったばかりであります。そうしたことから、今後は新しいものも大切ですが、そういう古いものにも目を向けていく時期にきていると私は思います。そうしたことで今後、老朽化した面や危険箇所へも予算を向けながら維持管理していかなければいけない時期にきていると思ひまして質問させていただいた次第であります。

インフラの総点検、道路・橋桁等の保守管理、30年、40年前の構造物等いろいろあります。インフラといっても幅広いわけでありまして、今回は特に農業土木関係、また、生活道路関係に絞って質問させていただきたいと思ひます。

まず一つ目に、昭和40年代から50年代にかけて施行された<sup>さつこう</sup>柵溝や用排水路等など農業関連施設は、老朽化が非常に進み破損している箇所が多く見受けられております。今後は施設の新設も大切ですが、維持管理にも重点的に予算措置していかなければならない時期に来ているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、当時の設計とは異なった現状のところもあります。最近の豪雪や何十年に一回と言われるゲリラ豪雨等、自然環境も一段と厳しさを増してきている中で、側溝が溢れて冠水しているところもあります。これらの農業施設の整備計画や維持管理の方針についても伺いたいと思ひます。

次に、2つ目の道路関係についての質問をさせていただきます。

市道から離れた住宅に通ずる道は、その多くが砂利道のため、除雪作業やその後の砂利処理などに苦慮しているのが現状であります。確かに最近は高齢者世帯が多くなってきたために、狭い道路でも除雪されていることには本当に感謝を申し上げます。しかしながら、昨今の豪雪もあり、除雪作業に苦勞していることも事実であります。無舗装だと、どうしても砂利が側溝に入ったり、田んぼに入ったり、雪解けと同時に除雪業者や地権者が排除するのが現状でありまして、お金もかかっているのが実態であります。除雪する側も大変でありますし、される側も大変ということで、現道舗装でよいので早めの舗装をお願いしたいと、このように思ひます。

また、舗装された道路についても亀裂が入り、破損が著しい状態の場所が散見されます。毎回道路の穴ぼこによる補償報告もよく目に入りますが、危険であることは事実であります。支所ではこまめによく修理していただいておりますが、継ぎ接ぎだらけでぼこぼこの状態のところも非常に散見されております。私が議員をされていて一番多い要望が、この道路です。住民の切実な願いなんです。住民の方々は確かに財政が厳しく順番待ちの状態は理解してくれている面はあります。市の財政の約半分くらいは地方交付税に依存している地方自治体である以上、現状は厳しいわけですけれども、年間の支所単位での予算配分では、せめて4カ所か5カ所もやれば限界であります。そうした状況からお願いされた順番にいくと、いつになるかわかりません。そのくらい住民の要望が多い事業です。

市の重点政策の一部として予算を増やして、バランスのよい住民サービスの向上に努めていただきたいと思います。そうした面では郡部の市民の方々は格差を感じておられるのも現実であります。住民からの要望の多い生活道路の舗装について優先的に実施していただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

また、道路改良については年次計画を立てて集中的に整備していただきたいと思いますと考えますが、そういう考えはないのか、今後の道路整備の方針とあわせて所見を伺いたいと思います。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 小山緑郎議員の質問にお答え申し上げます。

質問の農業施設の整備計画や維持管理方針についてであります。昭和50年代までに実施した圃場整備事業では、鉄筋コンクリート製のアームと呼ばれる支柱と支柱の間に鉄筋コンクリート製の板を側壁にはめ込んで現地で水路を組み立てる「<sup>さつこう</sup>柵溝」と呼ばれる工法で排水路整備を行ってまいりました。

現在では、農地の集水機能を兼ね備えた排水フリューム、いわゆるU字溝を使用しておりますが、当時のその工法は年数の経過とともに劣化や土圧などにより支柱が破損し、水路機能が低下している現状にあります。

また、「柵溝」以外にも揚水機などで老朽化が見受けられますが、交換部品の入手が困難なこともあり、更新の必要な施設もあります。

農業施設の整備は、土地改良区などで実施する日頃の維持管理に加え、地域の農業施

設は地域で管理するという農地・水保全管理支払交付金事業により、水路の泥上げ、農道やため池の草刈りなどの機能維持にかかわる管理のほか、大雨や地震などの際に施設の被害状況に関する見回りなどを地域の農家が主体となって行っております。この活動は市内122組織で取り組んでおり、市内水田面積のおよそ7割をカバーしております。

一方、市単独では農業施設の小規模な修繕や改良に対する助成制度を設けて、既存の施設を活かす施策も鋭意進めているところであります。

さらに、揚水機などの更新費用が嵩む施設にあつては、土地改良区等の実施主体が事業費の3割相当額を5年間積み立てた上で、国・県・市の補助を受けて実施する土地改良施設維持管理適正化事業の導入を推進して、施設の機能増進に取り組んでおります。

本市の水田面積のうち、平成24年度末で69.7%で圃場整備事業が終了しておりますが、今年度は新規採択となった2地区を含め13地区で県営圃場整備事業を実施しており、また、多くの地区から今後の要望もいただいております。

この県営圃場整備事業を計画的に実施することにより、圃場の大規模化にとどまらず広範な面積において、用水路、排水路、農道、揚水機などの農業施設の整備が一体的に進むことから、毎年多くの予算を投じて事業を推進しているところであります。加えて、農業体質強化基盤整備促進事業では、水路や揚水機などの長寿命化を進めております。

今後も圃場整備事業の推進と既存の施設の長寿命化のための支援を継続し、農業施設の整備と機能維持に努めてまいります。

次に、市道の整備については、平成21年度に「大仙市の道路整備に関する指針」が定められ、「道路を造ることから道路を活かすこと」を基本理念に、既存道路の機能の充実に重点を置いた施策を推進しております。

この指針においては、市道を個人の住宅への進入路である「小集落内道路」、道路沿線の主に特定の方のみが利用する「集落内道路」、旧市町村内を起終点とする集落内道路以外の「幹線道路」、旧市町村間を連絡する等特に重要な路線である「主要幹線道路」の4区分に分類し、それぞれの基準に基づき整備を図ることとしております。

現在の市道の舗装状況ですが、総延長3,203kmで、内訳は舗装延長1,678km、未舗装延長が1,525kmで、議員ご指摘のとおり、このうち生活道路で未舗装となっている路線も36路線で10km程度あるものと把握しております。

ご質問の生活道路の舗装については、「小集落内道路」に該当するものと考えられ、現道舗装を原則といたしますが、除雪などの対応もありますので優先的に整備を進めて

まいりたいと思います。

なお、簡易な方法として、道路維持工事として除雪時における側溝への落石やほこりを防ぐ目的で大曲地域で実施している防塵舗装により、舗装道路に近い効用を得る整備手法もありますので、各支所においても創意工夫を図りながら市民の要望にできる限り早く応えられるよう指示しております。

いずれにしましても、一人暮らしや高齢者世帯への配慮等、地域の実情に即した形で早めの整備を進めてまいります。

次に、道路改良事業における予算配分方式は、限られた予算の中で公平性・透明性を確保しつつ地域の実情を踏まえ整備していく上では必要な方式と考えており、道路延長等の比率により配分を行っておりますが、各地域の了解を得た上で地域間の調整を行うこともあり、また、駅前開発等の大型プロジェクトや地域間を連絡する主要幹線道路など、補助事業により実施する路線については別枠として計上しております。

全国的にもインフラの老朽化が課題となっており、とりわけ道路、橋梁、トンネルなどの社会資本に対する維持管理の重要性が叫ばれております。そうした状況の下で本市においても平成23年度より橋梁点検に着手し、本年度は「橋梁長寿命化計画」と路面性状調査に基づく「舗装修繕計画」を策定する予定となっております。今後は、こうした計画に基づき、橋梁の維持管理や舗装の維持修繕を重点的に行ってまいります。緊急性のあるものについては、これまで同様、随時対応してまいりたいと考えております。

**【栗林市長 降壇】**

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、小山緑郎君。

○8番（小山緑郎） 前向きな答弁をいただいて本当に感謝しておりますけれども、今、都市計画とか組合病院の話、今出ましたけれども、ちょうど27年過ぎになると合併特例債もまた減額されて、なくなって、減ってきますけれども、26年、来年、再来年、病院・市街地再開発が今かなり予算逼迫してかかっているわけですがけれども、そうした時点の見切りがついた時点でも、できれば郡部の方へも手厚く予算を回していただきたいというのが、それが郡部の願いであります。別に市長を責めているわけでもありません。これは住民の声なんです。何とかできるだけ、この年次計画というか、例えば5年なら5年、6年なら6年の中で、スピードアップした形での道路整備をしていただけ

れば本当はありがたいんですけども、そこあたりを含めましてもう一度お聞きしたいし、市長も無競争当選で市長の座に着かれていますわけですけども、なかなか細部の声も届いていない面もあるかもしれません。そうした小さな声を届けるのが私たちの務めでもありますので、何とかそうしたスピードアップを図った対応をしていただけないのか、再度お願いしたいのですけれども。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問に対して答弁させていただきます。

ちょっとお言葉を返すようですけども、私も含めて今、全体の市役所職員、街部と郡部の格差というそういう問題は、ないという形でいろいろ知恵を絞ってやっているつもりであります。まだそういう声が市民のところにあるとすれば、我々の努力不足だと思いますので、大いに反省していきたいと思います。

ただ、残念ながら支所でももう少しいろんな意味で工夫をしてやらないと、議員もおっしゃっているように現在の年間の支所単位での予算配分では、小さいということ、せいぜい4、5カ所しかできないという表現をされていますけれども、もっともっとたくさんやれている支所もございますので、これはいろんな工夫で様々なその、本当の生活道路の面の不自由な面については解消が私はされると思っております。少し前ですけども、仙北地域ではこうした、いわゆる仙北地域も市道から離れた家、住居がかたまっていない典型的な地域であります。そういう地域でも除雪、あるいは救急車、入浴車、最低そういうところを入れるような形で手を入れるということで、これは議会の方からも提案ありまして支所がもっといろんな形でケースを考えながら手を入れて、ほぼそういう場所については解消されております。これはそうした予算につきましては、我々は一つの箇所としてまとめますけれども、様々な工夫の余地があるところについては様々な予算の使い方ができるような仕組みにしておりますので、支所、特に一番最先端を預かっている支所の職員から、もっとこういろいろ工夫をしてもらおうということを申し上げておきたいと思います。これは市長だけではなくて財政も含めていろいろ工夫によりまして、小さい箇所についての手当てというのは、もっともっとできるのではないかなと思っておりますので、今答弁で申し上げたのは、大筋こういう整理をしておかないとこんがらがってしまうのもございますので大筋を申し上げましたけれども、あとは知恵の絞り方ではないかなというふうに私は考えておりますので、私も三役も含めて支所、そういう細かい問題について相談に乗ったり、現場を視察させていただいたりしながら、

事例を積み重ねることが大事ではないかなと思いますので、そういう事例をほかの地域にも支所にも市として流していきながら、切磋琢磨して工夫を凝らして、限られた予算でありますけれども工夫することによってそうした箇所を少しでも減らすような努力をしていかなきゃならないと思っております。

あわせてご指摘がございましたので、この辺の、特に生活に関連した部分の問題について、我々としても、市長としても、支所の人たちと話をして工夫を凝らせるような予算編成をしていきたいと思っております。

○議長（鎌田 正） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、小山緑郎君。

○8番（小山緑郎） ありがとうございます。今、市長のお話にも今若干ありましたけれども、道路管理については私見している限りでは支所も結構頑張っていて、すぐ穴ぼこあれば補修してくれたり、いろいろな要望をやってくれております。ただ、なかなか箇所というか道路面積が広いわけですかね、なかなか亀の子状については、これやっぱりある程度のオーバーレイ等かけていかなければならないような、本当に割れている道路が大半なものですから、やっぱりある程度の予算確保が必要なのかなと思って質問した次第ですけれども、支所もできる限りのそういう復旧に対しては努力されていることは私は認めておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

再々質問ということですがけれども、全体を通して、農家の大部分は高齢化のため先行投資にも不安もあり、意欲も薄いのが現状であります。そうしたことで、できるだけ国・県の補助金を活用しながら受益者の負担を少なくできるよう配慮も願ひたいし、行政側の腕の見せ所でもあると私は思います。

私の政治信条は、行政の手の届かないところへ手を差し伸べてやるのが政治家の務めであるという私の政治信条であります。私たちも市民の皆さんの要望に応えられるよう、一緒になって市民のために国なり県なりに足を運んでいきたいと思っておりますので、どんどん言っていただきたいと、このように思います。できるだけ市の予算を使わないで済むよう、国や県を動かすように一緒になって頑張っていこうではありませんか。そういう時期に来ていると私は思いますが、いかがでしょうかということでお伺ひし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鎌田 正） 再々質問に対する答弁、市長、よろしいでしょうか。はい、栗林市

長。

○市長（栗林次美） 議員がご指摘のとおりだと思います。いわゆる何でも補助事業を使えばいいということではなくて、やはりその事業に合った補助事業は何か、あるいは何か合うものはないかと、常に我々も含めて職員がそういう考え方でやることによって、市で投入する一般財源を少しでも減らせる、それがきちっと理屈がつけば補助事業というのは使えるわけでありますので、時々残念ながら、一番簡単なのは市債でやるというのが平気が出てくるときもありますので、そういうことがないように最大限利用できる補助事業、あるいは国、あるいは場合によっては財団等、いろんな様々な補助事業の仕組みがあります。そういうものを最大限利用することによって市単独ではなかなかできにくい部分についても、より市民に対していわゆるサービスが提供できるようになるのではないかとこの考え方を職員、我々も含めて全員が持ち続けていくことが、少しでも予算は限られていますけれども工夫という問題に入ってくるのではないかと考えていますので、その辺の認識は議員と一致しておりますので、常々そういう考え方で仕事に臨んでいきたいと思っております。

○議長（鎌田 正） これにて8番小山緑郎君の質問を終わります。

【8番 小山緑郎議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 次に、2番佐藤文子さん。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

【2番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（鎌田 正） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。

早速、通告に従いまして質問させていただきます。

まずはじめに、防災対策についてお伺いします。

地域防災計画についてであります。8月9日午前の秋田県北部を中心とした異常な豪雨は、田沢湖町田沢供養佛地区を一瞬にして大規模な山崩れと土砂災害が襲い、6名の尊い命を奪い、多くの建物、道路を破壊する大惨事をもたらしました。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さんに心よりお見舞い申し上げます。

8月11日の秋田魁新報は、災害現場を視察した岩手大学農学部の井良沢道也教授の

見解を報じております。井良沢教授は、崩壊の原因は短時間で大量の雨が降り、地盤が緩んでいたためとの見解を述べ、大量の土砂に加え立ち木が流されたことも被害を大きくした。大規模な崩壊が起きやすい場所の調査を急ぐ必要がある。山の斜面近くでは豪雨が予想された場合、避難しておくことが大切と指摘しております。

また、ある学者はラジオ報道で、全国各地で起こっているゲリラ豪雨による土砂災害発生の要因に森林保全事業が進められてきたが、根の張りがよくない針葉樹が植えられた森林で間伐が不十分など、山の管理が行き届かないところも多く、そうしたところでは山肌に日が当たることが少なく、地盤が軟弱になっているということを挙げております。

急変する天候と異常な大雨が、今や全国どこでも発生する異常気象のもと、仙北市の災害の教訓と専門家の指摘を大仙市の地域防災計画に、どう反映させるのか、その作業を急いで行う必要があると考えます。

大仙市地域防災計画によると、県砂防課・森林土木課などが指定する急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険地、地滑り箇所、崩壊土砂流出危険地は合わせて948カ所あり、そのうち人家のある箇所が492カ所となっております。これらを含む災害危険箇所の再調査、気象異常の伝達、避難基準の見直し、確実な避難体制の確立など対策強化が急がれるところでありますが、今後の対応についてお伺いいたします。

2つ目には、万全な防災対策での職員体制の強化についてであります。

異常気象が続く中、大雨・大雪警報が頻繁に発令され、災害対策も徐々に強化されてはきております。災害対策本部の設置もたびたびあり、総合防災課をはじめ全職員の仕事も大変に増えてきております。

今回の県北・仙北市を襲った災害のように、短時間に経験したことのないような大雨といった異常気象を考えますと、気象と災害情報の迅速かつ的確な伝達と住民への即応できる体制の強化が必要だと考えます。その点で地域の自然や住民に熟知した職員がどれだけいるのかという点が重要な鍵を握っていると私は思います。総合防災課の強化はもとより、各支所に地域に明るい防災対策を主な任務とする職員の配置が必要ではないかと考えるものであります。

現在、総合防災課では空き家対策も行っておりますが、年々増える空き家の管理や近隣住民からの通報への対応、空き家条例に基づく一連の手続きと関係部署との対応など、空き家対策の任務も増えてきております。

私はもとよりこの空き家対策は、税務課、福祉部、建設部と多岐にわたる対策が必要なのでありますので、ほかの課が本来は管轄すべきものではないかと思ってきたところであり、そう主張してきたところでもあります。

それはともかく、いつ起こるとも限らない災害に即応できる万全な防災対策課となるように、本庁及び支所の防災にかかわる人員体制の強化を望むものでありますけれども、ご見解を伺います。

以上で1番の質問を終わります。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の地域防災計画についてであります。大雨に関する警戒、避難基準につきましては、現在の地域防災計画の土砂災害予防計画に定めております。

この警戒避難基準雨量につきましては、前日までの連続雨量が100mm以上の場合で、当日の一日の雨量が50mmを超えたときや、前日までの連続雨量が10mmから100mmの場合で、当日の一日の雨量が80mmを超えたとき、そして前日までの降雨がない場合でも当日の一日の雨量が100mmを超えたときを「第1警戒態勢」とし、危険区域の警戒巡視と住民に対する広報を実施することになっております。

また、前日までの連続雨量が100mm以上の場合で、当日の一日の雨量が50mmを超え、1時間当たりの雨量が30mm程度の強い雨が降り始めたときや、前日までの連続雨量が10から100mmの場合で、当日の一日の雨量が80mmを超え、1時間当たりの雨量が30mm程度の強い雨が降り始めたとき、そして前日までの降雨がない場合で、当日の一日の雨量が100mmを超え、1時間当たりの雨量が30mm程度の強い雨が降り始めたときを「第2警戒態勢」とし、直ちに住民に対して避難の準備、勧告、指示をとることになっております。

最近の全国各地で局地的に発生する「これまでに経験のない大雨」による被害を受け、この警戒避難基準雨量の見直しが必要か検討をしなければならないと考えております。

なお、8月30日からは、台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に気象庁が発表する「特別警報」の運用が始まりました。これにより市町村の災害対応の迅速化が図られるとともに、市民自らが直ちに安全な場所へ避難できるようになったところでもあります。

しかし、市の土砂災害に関する避難準備、避難勧告、避難指示等の具体的な発令基準については未制定でありますので、国のガイドラインを参考にしながら早急に策定するつもりであります。

また、実際の発令に際しては、必ずしも私からの指示を待つのではなく、現場を統括している最高職位の者と、地域においては支所長の判断を尊重し、遅れることのないように徹底したいと存じます。

ご指摘のあった対策強化につきましては、現在、地域防災計画の見直し作業に着手しておりますので、県と十分に協議しながら作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、防災対策職員の人員強化につきましては、今年度の定期人事異動の結果、各支所における地元出身職員の占める割合は概ね70%となっており、地域事情に精通した職員の配置については十分であると思っております。

また、災害に対する即応体制につきましては、災害が発生し、または災害が発生する恐れがあるような気象状況が予見される場合は、総合防災課職員が情報収集のため課に詰めて、国のJ-A L E R TやE m - N e t、県の総合防災情報システム等を活用して様々な情報を収集し、必要に応じて専用の携帯電話等により各支所の防災担当へ連絡しております。

災害が発生した場合は、地域防災計画の災害応急対策計画に定めている市職員の参集及び動員基準に従い、例えば震度4の地震が発生した場合、災害警戒対策室を設置し、第1次参集として総合防災課、道路河川課、農林振興課の課長及び指定された職員が参集して被害情報の把握とその対策を実施しております。支所においても指定職員が参集し、災害警戒対策室の分室を設置して本庁と同様の対応を行っています。

また、震度5弱や震度5強の地震が発生した場合、災害警戒対策部を設置し、第2次参集として各部長以下指定した職員が参集し、対策を講じ、支所においても支所長が地域警戒対策部を設置して対策を講じます。

災害警戒対策部が設置されますと、広域消防本部から職員が参集していましたが、19年からは国土交通省からリエゾン（災害対策現地情報連絡員）が総合防災課に参集し、状況に応じて大仙警察署からも職員が参集し、相互の情報交換が行われております。さらに、震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員が参集することになっております。

7月12日から13日にかけての大雨の際には、丸子川流域排水班や神岡支所、西仙

北支所、仙北支所で延べ70人の職員が19カ所の排水ポンプを稼働させ、内水排除の作業を行っております。大曲地域の福見町と神岡地域、南外地域においては、一部住民に避難勧告をいたしました。避難勧告に際し、福祉事務所と男女共同参画・交流推進課の職員が避難所の開設準備にあたっております。

このように災害の規模に応じて、防災担当職員のみならず、消防団員も含め必要な人員を迅速に動員し、必要な現場に投入する体制を整えております。

**【栗林市長 降壇】**

○議長（鎌田 正） 再質問はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

○2番（佐藤文子） 見直しの中で大雨に関する大雨の基準とか、また、避難のあれをきちっと見直していくというふうなことが語られましたけれども、私も仙北市の災害現場に二度ほど足を運んで、その山の状況を見させていただきました。急傾斜地に杉木立があること、そして発電所の建屋があったというふうなことにも少し問題を感じてきたところでもありますけれども、いずれこの山の危険箇所のこの再調査という部分では答弁に語られていなかったわけですから、実際この山の、森林の間伐等、管理がなかなか進んでいないそういう状況の中で、危険急傾斜地というふうなところに杉木立が相当植えられている場所もあろうかと思っておりますので、そうした意味からも、この災害危険箇所というふうに指定されている地域の再調査というふうなものがやっぱり必要なのではないかとこのように思うわけですから、その点についてはいかががお考えなのかお知らせいただきたいと思っております。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。市長。

○市長（栗林次美） 再質問にお答えします。

この山林の全体の状況については、まず一般論としては広葉樹、針葉樹よりも広葉樹ですけれども、針葉樹でもしっかり管理されていれば、かなり広葉樹と同様のいろんな効用があるということを言われております。

この全体の問題につきましては、これはちょっと災害とは少し違うと思っておりますので、ここのところは深入りはしませんけれども、議員がご指摘したように、例えば大仙地域の防災計画に掲載しております危険箇所のデータ、これはまだ合併後、難儀して、コンサルに依頼しないで自分たちできっちり作った地域防災計画でありますけれども、デー

タそのものはまず県のデータをかなり使っております。県・国のデータ。今これを県ともお話しているんですけれども、ただそれぞれの砂防関係だったり農業関係だったり林業関係だったり、それぞれのところがまず危険ですよというところをそのままもろに出てきております。ですから極端に言いますと、沢一本全部該当したりするので大変な箇所になってしまっております。ただこれは掲載しているというだけではないかというのは、我々はそういう認識しております、この中でやはりちゃんとした対応、警戒をしなければならぬそういう場所というのは、我々自身として相当程度やっぱり絞り込んで危険を予知するというそういう考え方に立たなければならないのではないかなと思えます。新聞等で県全体でいきますと1万とか2万とかという途方もない数が出てしまうわけですが、そのところはやはり少し、防災という意味からも考え方をやっぱり市町村も含めて県と統一しておかなければならないのではないかなというふうに思っております。そういうことを現在整備しております地域防災計画の中で、より具体的に定めておく必要があるのではないかなというふうに思っています。

○議長（鎌田 正） 再々質問はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

○2番（佐藤文子） いずれにしても人命が最大重要だというふうな立場に立って、危険地、そういったところの絞り込みというふうなお話のようですけれども、その点、人命最大優先の立場で十分な調査等、是非お願いしたいと思えます。

1番の問題は終わります。

○議長（鎌田 正） それでは、次に、2番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子） 2番目は、生活保護基準見直しによる影響についてお尋ねいたします。

8月1日から生活保護基準が改悪されまして、2015年までの3年間で国費ベースで生活扶助基準を670億円、期末一時扶助70億円を削減しようとしております。そのうち2013年度は生活扶助基準が150億円、期末一時扶助70億円、合計220億円を減らすものであります。

こうした生活扶助基準見直しによって生活保護を受給できなくなった方や生活保護基準を準用した就学援助など適用の準要保護から外れた方々がどれだけいるのか、いらっしやるものであれば現状をお知らせいただきたいと思います。

また、6月定例会での関連の一般質問への答弁で市長は「今回の基準改定により自己負担増となる世帯に対する対応については、できるだけ負担軽減となるような措置を今後検討してまいりたいと考えております」と答えております。生活保護基準見直しによって、今回直接影響を受けた生活保護受給者と受給から外された方々への負担軽減となる何らかの措置が施されたものなのかどうかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の生活保護基準の見直しの影響についてお答えいたします。

この件に関しましては、「秋田県生活と健康を守る会連合会」より5月17日に文書で同様の要請があり、8月15日に回答をしております。

その内容といたしましては、生活扶助基準の見直しに伴い、他制度へできるだけ影響が及ぼさないように対応するとし、市で実施している各種サービス事業等への利用制限に連動させないように配慮・検討していくとしたところであります。

今回の生活保護基準見直しに伴い、保護受給の可否についての要否判定を精査検討した結果、生活保護を外れた世帯はありませんでした。また、保育所や福祉サービス事業等の利用料や負担上限額の設定において自己負担が増える世帯がなかったことから、負担軽減となるような措置を実施することはありませんでした。

次に、就学援助費につきましては、生活保護費受給世帯の保護者を要保護者、これに準ずる保護者を準要保護者として認定し、支給しております。このうち準要保護者の認定にあたっては、厚生労働省が定めた「生活保護法による保護の基準」を参考にしておりますが、本年5月16日に基準が改正され保護基準が引き下げられたことに伴い、8月1日以降の準要保護者の認定にあたっては、この見直しによる影響を及ぼさないよう、大仙市就学援助費支給要綱の一部を改正し、これまでの保護基準を適用しておりますので、現時点で準要保護者の認定からは外れた方はありませんでした。

以上であります。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

○2番（佐藤文子） ありません。

○議長（鎌田 正） なければ、次に、3番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子） 3番目には、消費税増税問題についてお尋ねいたします。

政府は8月26日午後、消費税増税が日本経済に与える影響について、有識者らによる集中点検会合なるものを首相官邸で始めました。31日までの6日間に計60名を招き、2014年4月予定どおり消費税率を5%から8%に引き上げるべきか否かの意見を聴取し、安倍首相の最終判断材料とするものだとしております。

28日までの会合では、ほとんどが増税賛成か、やむなしの意見が圧倒的だったわけでありすけれども、安倍首相の増税に向けた後ろ盾となっている組織ではないかという、そうした批判もあるようであります。

この集中点検会合に要請された有識者、専門家60人は、ほとんどが増税派で占められており、これで本当に国民の声を聞いたと言えるのかは甚だ疑問なところでもあります。現に朝日や毎日、日経、共同通信が行った世論調査を26日に発表されましたが、それによりますと、「予定どおり実施すべき」という意見は2割ほどしかなく、「行うべきではない」、あるいは「先送りすべきだ」という意見が7割と圧倒的に多数を占めていたわけでありす。こうしたことから増税点検会合でのこの意見は、国民世論との乖離を示しているのではないかというふうに思います。

国民の所得が上がらず、国民のほとんどが景気回復を実感できない中で、アベノミクスで物価は上昇する、こうした中で消費税増税は、経済も財政も悪化するのみだと私は思うわけでありす。

日本共産党は、消費税増税中止の一点で共同を呼びかけているところでありす。

そこでお伺いします。栗林市長は、この政府の集中点検会合なるもの、6日間開かれたわけでありすけれども、それをどのような思いでご覧になったのかお知らせいただきたいと思ひます。

また、消費税増税という問題に、市長はどのようなお考えをお持ちかお聞かせ願えればというふうに思ひます。

以上です。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の消費税の問題についてお答え申し上げます。

ご案内のとおり、消費税の引き上げにつきましては、平成24年8月の参議院本会議において、議員の8割近い賛成多数を得て可決・成立した「社会保障と税の一体改革関

連法」により決定したもので、現行５％の消費税を平成２６年４月に８％、２７年１０月に１０％へと２段階で引き上げようとするものであります。この引き上げ分は、社会保障の充実と安定化に資する財源として、医療・介護、年金、子ども・子育て支援など、いわゆる「全世代対応型」の社会保障制度の確立に充てられることとなっております。

消費税は、経済動向や人口構造の変化に左右されにくく、地域間での税源の偏在性が少ないという特色を持っております。この引き上げは、社会保障制度との一体改革であり、年間１００兆円を超え、直も増え続ける社会保障給付や１，０００兆円超となった国の負債など、現下の厳しい国の財政状況に鑑みると、現段階では最も現実的で有効的な措置であるものと考えられております。加えて、地方分権に必要な財源を安定的に確保する上で重要な要素となっております。

ご質問の中にある政府の消費税引き上げにかかわる集中点検会合であります。２６年４月から３％増税の是非について判断するための様々な意見を徴する場であり、有識者・専門家として経済団体や企業、消費者団体やＮＰＯ法人、大学の研究者、エコノミスト、地方自治体の代表などを招いて開催されておりました。この中には、中小企業の代表として本市太田地域にも工場がある小松ばね工業株式会社の小松社長も含まれております。

この会合は、税率の引き上げ実施を決定する場ではなく、幅広く国民各層から多様な意見を聞くための会であり、私自身は会合自体を否定するものではないと思っております。

２６年４月からの税率引き上げ実施に係る判断は、この会合の意見だけではなく、今後発表される国内総生産（ＧＤＰ）の本年度第一四半期の改定値や日銀の企業短期経済観測調査結果、労働力調査結果など様々な経済指標とあわせて総合的に勘案し、１０月上旬までに政治判断することになっております。

いずれにしましても、地域経済や市民生活への影響が大きくならないよう、今後とも国に対して働きかけはしてまいりたいと考えております。

消費税引き上げに対する私の考え方につきましては、社会保障の充実・安定化、国の財政健全化につながるもので、我が国の将来、そして何よりも安心できる市民生活の維持・確保を図っていく上で必要な措置であると考えており、また、国民からも一定の理解は得られているものと認識しております。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、2番。

○2番（佐藤文子） 消費税が社会保障費に使われる、そういったことでの一定の理解が国民にもあるんだというふうなご答弁のようですけれども、これまでの消費税が消費税の分だけ、実は大企業などの減税につながってきたわけで、消費税分がその穴埋めになっていたというのが実際のことでありました。今回このアベノミクスで相当な財政出動がなされているわけですが、そこで生まれたこのいわゆる国債等へのまた穴埋めにされるのではないかというふうなことが大変心配されておりますし、実際、税と社会保障の一体改革というふうなことで、その中身は消費税は増税するけれども社会保障はおしなべて全ての分野で減らすというふうなのがこの中身の実態であります。当然高齢化社会ですので、自然の社会福祉予算の増というふうなものがあるわけですが、介護保険にしても年金にしても、いかにその出費を減らすかというふうな方向に動いている。介護保険では、今度は軽度の介護者を保険から外そうとする。また、年金は物価スライドというふうなことを口実にどんどん支給額を減らしていく。こうした中で社会保障というものは大変実際問題減らしてきているというものが考えられるわけですので、この消費税が最初に導入された時点での目的さえも今は完全にこのなくなっているというふうに私は思うわけであります。そういうふうな意味で、社会保障にしっかり充てるというふうなことがこの消費税増税に期待できるというふうなことは私はとても思えないものでありますので、市長さんとその点を議論するわけではありませんけれども、少々この消費税増税というふうなものは、あくまでも国のこの社会保障費に充てる財源になっていないというふうなあたりだけは私は指摘しておきたいなというふうに思うわけであります。ですから私たちは、消費税増税は中止するしかないというふうなことで今全国に呼びかけながら、また、全国でも運動が起こっているわけですので、是非その点、庶民のこの経済状況、市民のこの生活状況の実態に心砕いた立場で消費税問題をお考えいただきたいものだというふうなことをお話しして、私は、答弁はいいません。質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田 正） ご苦勞様でした。これにて2番佐藤文子さんの質問を終わります。

一般質問の途中であります。この際、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時に

再開いたします。

午後 0時00分 休 憩

.....  
【18番 佐藤芳雄議員 早退】

午後 1時00分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、6番杉沢千恵子さん。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、6番。

【6番 杉沢千恵子議員 登壇】

○議長（鎌田 正） 1番の項目について質問を許します。

○6番（杉沢千恵子） 公明党の杉沢千恵子でございます。

去る8月24日に開催されました第87回全国花火競技大会「大曲の花火」は、昨年と同じ76万人の観客が当市を訪れ、大きな事故もなく盛会裡に終了いたしました。実行委員会をはじめ各関係機関、実際に運営に携わったスタッフの皆様には、本当にお疲れさまでした。同時に、すばらしい感動を与えてくれた参加花火師の皆様に対しまして心から感謝を申し上げます。

大曲の花火は、今や押しも押されぬ日本一の花火競技大会としての地位を確立したと思います。頂点に立ち続けるために必要なのは、守るという後ろ向きの姿勢ではなく、高みを目指すというチャレンジ精神に満ちた前向きな姿勢です。これまでの発展を支えてこられた先達の精神を引き継ぎながらも、今の隆盛に安住することなく大会の運営や番組の構成などに常に工夫を凝らしながら、これからも観客を魅了し続けていって欲しいと思います。

さて、私は来る9月22日に執行されます大仙市議会議員一般選挙に出馬しないことにしております。もちろん年齢的なこともあります。これまで議員活動を通じて緒につけてきた様々な社会活動に専念したいと思うに至ったことが大きな理由であります。今後は、一人の市民として行政、議会を側面から支援してまいりたいと考えております。

議員生活3期10年、大曲市議会議員として1期約2年、大仙市議会議員としては合併特例期間を除き2期8年という短い期間でありましたが、合併を挟み大仙市としての新たなスタートに立ち会えたこと、そしてその草創期において微力ではありますがまち

づくりに参画できたこと、とても幸せだったと思うと同時に誇りに思いますし、充実した10年間でありました。

この間、同僚議員の皆様には、未熟な私を温かい目で見守ってくださり、多くのご指導、ご助言をいただきました。本当に感謝の気持ちでいっぱいです。この場をお借りして、心から御礼を申し上げたいと存じます。

また、市長はじめ当局の皆様にも大変お世話になりました。何もわからず至らない議員で、職員の皆様にもご迷惑のかけどおしだったような気がいたします。しかしながら、男女共同参画や子育て支援、若者支援など、多くの分野において私の意見や要望を取り入れていただき、今も事業として続いているものもあります。皆様に対しましても、改めて感謝を申し上げたいと存じます。大変にありがとうございました。

市長の議会に対する真摯な態度と対応は、市としての議会に対する基本的なスタンスとして定着していると思います。今後ともお互いに緊張感を保ちながら、ともに市民の福祉の向上のために努力する戦友として、現在の良好な関係を続けていって欲しいと願うものであります。

それでは、私の最後の一般質問となります。通告に従いまして順次質問させていただきますので、ご答弁方どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、災害時要援護者の避難対策についてお伺いいたします。

災害発生時に自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方、いわゆる避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成を市町村長に義務付ける「改正災害基本法」が先の通常国会で審議され、今年6月に成立いたしました。

改正法は、これまで曖昧だった個人情報の取り扱いについて整理がなされたので、当該名簿の整備と情報提供などへの活用が進むと思われます。従来の制度でも災害発生時における高齢者などに対する避難支援の指針となる「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、この名簿作成を市町村に求めておりましたが、法的な位置付け、あるいは義務付けがなされていなかったため、作成している自治体は6割程度にとどまっておりました。さらにその名簿の活用についても、内閣府によりますと東日本大震災時に岩手、宮城、福島3県の沿岸37自治体で名簿があったのは13自治体、このうち福島県南相馬市を除く12自治体は個人情報保護などを理由に最後まで提供しなかったと言います。改正法の成立により、今後は災害発生時にこのようなことがなくなるの

ではと期待しております。

名簿は本人の同意を得た上で消防、警察、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織などの関係機関にあらかじめ情報を提供しますが、災害が発生した場合は同意がなくても必要な個人情報を提供できることとしております。もちろん個人情報保護制度の有効性を担保とするため、情報提供の際には情報の漏洩など要支援者並びに第三者の権利・利益を損なうことのないようにするための必要な措置を講ずることを求めるとともに、情報を知り得た者に対する秘密保持の義務も課しております。

名簿の整理、共有は、避難支援を円滑に進めるための第一歩に過ぎず、避難支援に対する取り組み自体は自治体の入念な準備にかかっております。「弱い立場の人たちをどう守るのか」が本質的な命題であり、東日本大震災を教訓に名簿の整理、共有を入り口として、それぞれの地域社会に、この本質的な命題が投げかけられたものであると思います。

自治体は災害発生時の個別の支援、行動計画を事前に細かく決めて訓練するなど、今一度日頃から地域で高齢者や障がい者を支える体制の整備が重要になるものと考えます。

なお、今回の改正法には生活環境の整備について、2点努力義務が明記されました。一つは、避難所の環境整備、もう一つは避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮についてであります。

避難所については安全性を満たした施設を確保する一方、食料や医薬品などを用意し、医療サービスの提供にも努めなければならぬと思います。東日本大震災においても避難生活が長期化したことにより、病気や体調の悪化などが原因で亡くなる震災関連死が相次いだことから、福祉避難所の普及・整備についても本腰を入れて取り組まなければならないと思います。

そこで質問をさせていただきますが、この改正災害対策基本法を受けての現在の大仙市の取り組み状況と今後の方向性についてお聞かせ願いたいと存じます。

よろしく申し上げます。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 杉沢千恵子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の災害時要援護者の避難対策についてであります。市では「大仙市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、調査票による調査や民生児童委員の呼びかけなどによ

る同意方式で、高齢者や障害者などのうち全面的な支援がなければ避難できない災害弱者を特定した上で個別計画や避難行動要支援者名簿に相当する名簿を作成しており、その内容は、改正により災害対策基本法に明記された名簿に記載されるべき内容を網羅しております。

現時点では、災害弱者として登録されている方は566人で、このうち情報開示に同意している方が89.6%に当たる507人です。この情報は、2年前から地域包括支援センターをはじめとする役所内部での共有はもとより、同意している方については、民生児童委員や社会福祉協議会にも提供し災害時に備えているほか、日頃の見守り活動においても活用していただいている状況であります。

災害から生命を守るために、安全で確実に避難するための初動対応に備え、避難支援に携わる関係者に名簿を提供していくことの重要性につきましては既に認識しているところであり、不同意の解消を図るほか、有事の際の関係機関に対する不同意者の情報提供、さらには調査に消極的になりがちな障害者の方々への理解を得ながら情報の整備に努め、実効性を高めてまいります。

次に、今回の法改正で義務付けられた指定緊急避難場所及び指定避難所の指定につきましては、大仙市地域防災計画の中で114カ所の避難場所及び142カ所の避難所を指定し、災害発生時、または災害が発生する恐れがあるときに備えております。

なお、今般の防災計画の改訂に際しましては、東日本大震災を教訓とした地震対策や広域的な災害時における後方支援のあり方、さらには最近の風水害等を踏まえて避難場所や避難所の見直しなど、「減災」の視点を取り入れた全面的な見直し作業に着手しているところであります。

また、避難所の環境整備の一環として、11の法人等が経営する19の施設との間で「福祉避難所の設置及び運営に関する協定」を締結しており、災害発生時には福祉避難所として指定し、一般避難所での生活に特別な配慮を必要とする方々の受け入れをしていただくこととしております。各地域自治体に1施設以上指定し、その収容人数は合計1,250人の受け入れが可能となっております。

災害発生時は、まずは自らを守る「自助」、次に隣人や自主防災組織、自治会など地区住民による「共助」、そして関係機関やボランティアなどによる「公助」という段階で支援が行われます。市では、要援護者の避難対策についても、こうした連携が円滑かつ迅速に機能するよう調整を図り、連携を進めてまいります。

【栗林市長 降壇】

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、6番。

○6番（杉沢千恵子） この災害対策に対して我が当市はすごく進んでいるということを県の職員の方も褒めてくださっていますので、私は本当にこの防災、減災に対しての市の取り組みを誇りに思っております。なおかつ、さらにいい体制にもっていただくということですので心強く感じております。

今のご答弁の中で、メール等の活用の提示もしておりましたけれども、ここら辺のことはどのように取り組まれるのか、また、障がい者に対してわかりやすい配慮をするように指摘してありますけれども、どういうふうな取り組みをされるのか、少し具体的に教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。市長。

○市長（栗林次美） 少し具体的な問題ですので、健康福祉部長から答弁させていただきます。

○議長（鎌田 正） 今田健康福祉部長。

○健康福祉部長（今田秀俊） お答えいたします。

メールにつきましては、ただいま防災の方でやっております防災のメールを活用したいと思っております。

それから、避難所につきましては、現在、マニュアル等を作成しながら、より要援護者の支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、6番。

○6番（杉沢千恵子） 本当にきめ細やかな手順を踏んで進めていってくださるということに感謝します。私もいつもこの前に作られましたハザードマップですが、これは20年に作られたものですが、町内会の方々と一緒に時々これを見ながら話題にしてきました。しかし、やはり年月とともに不足の部分、東日本大震災の教訓を活かした新しいハザードマップを今後作成して、一世帯に一冊配布するというのを議会で伺ったことがありましたので、一日も早く配布されることを願い、質問を終わります。答弁はいりま

せん。

○議長（鎌田 正） それでは、次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（杉沢千恵子） 次に、「こころの体温計」の導入についてお伺いいたします。

2012年人口動態統計調査によりますと、秋田県の自殺率は年々減少傾向にありますが、全国ワーストを脱却することはできませんでした。

自殺には、うつ病やうつ状態が大きく関与していると言われ、専門医への早期受診の啓発やかかりつけ医が初期治療の段階で協力する制度が推進されております。

秋田県の自殺者数は、最高値の平成15年の519人に比べ、平成23年度は346人（これは本年1月の警察発表では226人となっております）と大幅に減少しております。本市においても、ここ数年来、確実に自殺率が減少してきております。これは県や本市が自殺問題に真剣に向き合い、地道に、かつきめ細やかに自殺減少に向けた体制整備を進めてきた成果が出ているものと私は評価をしております。

とりわけ私もかかわってまいりましたが、病的な症状が現われる前の不安を抱える方に対して「こころの相談」の取り組みが充実してきており、そのことが自殺減少に大きく貢献しているものと認識しております。

しかし、このような状況にあってもインターネット世代の20代から30代の若年者や勤労世代に、自殺予備軍とも言えるうつ傾向者が増加し続けていることを見逃してはならないと思います。加えてもう一つ見逃してならないのは、10代の小・中学生自身がこころの健康に不安を抱えているケースが非常に多いということであります。

このような状況の中、次代を担う若者たちに対し、こころの健康に関する情報の発信と相談窓口の周知を図るため、インターネットを活用したメンタルチェックシステム「こころの体温計」が開発されております。これはうつ対策、自殺予防対策の一つとして株式会社エフ・ビー・アイと東海大学医学部が共同開発したもので、医学的根拠を持つシステムとして採用を決める自治体が増加してきております。

このシステムは、自己問診形式でセルフチェックすることにより、ストレス度や落ち込み度を表示するもので、携帯電話やパソコンから気軽にアクセスができる、可能となっております。メニューも本人モードのほか、本人以外の家族の状況をチェックできる家族モードや赤ちゃんモード（産後うつのチェック）、アルコールチェックモード、ストレス対処タイプテスト、いじめのサイン～守ってあげたい～などが用意されております。また、アクセス者が市民と市民以外とに分かれているため、市民全体の傾向を把

握することも可能となっております。

私は先般、山形県天童市に視察研修に行つてまいりました。天童市では平成24年度にシステムを導入しており、人口が6万2千人の市にもかかわらず市民のアクセスは9万5,966件、市民以外も含めると1年間で13万8,558件となつており、本年度は4・5・6月の3カ月で既に11万8千件とのことでありました。特に本人モードの利用が41.6%（24年度ですが）と高く、20代から40代にかけての利用が多く、若者のこころの状態を把握するのに役立っているとのことでした。

そこで質問というより要望となるかもしれませんが、市民の健康や福祉環境の向上のため、特に若者のこころのケアを充実させる施策の一環として、本市においてもホームページにこの「こころの体温計」システムを導入し、気軽にいつでもどこでも自分のこころの状態を確認し、早期に相談窓口へ連絡に結びつけることができるようにしていただきたいと思いますが、市のお考えをお聞きしたいと存じます。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の「こころの体温計」の導入についてお答え申し上げます。

はじめに、関連がありますので、市の自殺予防対策事業の実施内容について説明させていただきます。

市では、自殺予防ネットワーク推進協議会を中心に事業を推進し、自殺予防の啓発や自殺未遂者対策をはじめ、全中学校での思春期こころの健康講演会、こころといのちを考える集い、心の健康出前講座、保健師によるこころの健康相談、さらに「ほっとスペース事業」として2名の臨床心理士等を配置し、こころの相談とカウンセリングを行っており、平成24年度のほっとスペースの相談延べ件数は455件となっております。

また、市民がこころの健康をチェックができ、悩みの解決に向けた相談・サポート先をお知らせしたパンフレットを全戸に配布しているところであります。

さらに、市のホームページには、こころの健康をチェックできる項目を掲載し、あわせて相談体制についても案内をして、市民の相談内容に合わせた関係機関や医療機関への紹介や連絡調整を行うなど、多岐にわたる対策に努めているところであります。

市の自殺者数は、平成22年が32人、平成23年が28人と減少傾向に転じ、自殺率が全国平均に近くなっていることから、事業の効果が現われてきていると感じている

ところでありますが、今後とも関係機関や医療機関との連携を図るとともに、きめ細かく総合的な対策を継続して実施する必要があります。

ご質問の「こころの体温計」については、パソコンや携帯電話を活用して、本人や家族の心の状態を簡易に認識することができ、同時に相談先の案内なども可能となることから、特に若年層における心の病気の早期発見と心のケアにつなげる効果が期待できます。また、アクセスした男女別、年齢別、ストレス度などの統計データが把握できることから、市の自殺予防対策事業の検討資料としても活用ができるものと考えております。

なお、「こころの体温計」で心の状態をチェックした市民の方が、ほっとスペースや専門機関への相談につながるよう、効果的なシステムを構築することが必要であると考えております。

こうしたことから、市のホームページに「こころの体温計」システムを導入することに関しましては、県の地域自殺対策緊急強化事業費補助金の活用も含めて、実施の方向で検討したいと考えております。

**【栗林市長 降壇】**

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、6番。

○6番（杉沢千恵子） いい方向で考えてくださるということで感謝申し上げたいと思います。

公表されていませんけれども、今、自殺の人数が出ましたが、未遂者も増えてきております。そしてまた、服装でカバーしているからわからないかも、気付かれなないと思えますけれども、リストカットなどの自傷者も増えております。私も10代と20代の自傷者の相談を3年続けておりますが、なかなか数的には減っていかないな、また繰り返し繰り返し行っていくんだなということで、気の長い対応をしなければいけない、そういうふうなことを感じております。本当におもてに出てこない、闇の中でうずくまっている若者が多いことに、改めて対策が追いついていない社会環境を痛感しますけれども、「こころの体温計」がその一助に、そして若者たちの目に届けと祈るような思いで今回提案させていただきました。一日も早い実現をお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（鎌田 正） 答弁はいりませんね。

○6番（杉沢千恵子） はい。

○議長（鎌田 正） それでは、次に、3番の項目について質問を許します。

○6番（杉沢千恵子） 最後に、足こぎ車椅子の試験導入と購入助成についてお伺いします。

「足こぎ車椅子」、何のことかなと思われる方もいらっしゃるかと思いますけれども、よくレースなんかに行きますと、こういうふうな感じで、何ていうのかな、ソリッドイエローとイタリアンレッドでできた軽装な、自分で足こぎして自分の動きをしていくというものです。

ご覧になった方もおられると思いますが、昨年3月、NHKの「TVスペシャル」で足こぎ車椅子を紹介する番組が放映されました。足こぎ車椅子は、脳梗塞などで半身不随の方、パーキンソン病などにより動作緩慢な方々等々、歩くことができないとあきらめていた人にとって、まさに福音とも言うべき器具です。この足こぎ車椅子を使用したリハビリにより、自力で移動できるまでに回復し、さらにはレクリエーションやスポーツ、旅行と活動の幅を広げていく姿は、患者本人の驚きや喜びを誘発し、ふさぎ込んでいた心を解き放つとともに、希望と意欲に満ちた生活へと変化させていきます。

私は本年3月21日、岩手県奥州市の美希病院がリハビリで足こぎ車椅子を利用されていることを知り、視察をさせていただきました。そこでは足こぎ車椅子を開発された東北大学大学院医学系研究科客員教授で医師の半田康延先生から医学的データに基づいた説明を受けましたが、その事例紹介の中で介護度5の方がいきなり乗車してペダルを漕いでいる姿に、正直驚きました。その後実際に試乗させていただきましたが、ペダルに足を下ろすと、スッと足がひとりで回転していきまして進んでいくことが実感できました。いわゆる歩いたことのない赤ちゃんが、足を自然と左右交互に動かすといった歩行反射の原理を応用したものとわかりました。筋力がなくても進むことができ、しかも左右に曲がりやすいように工夫されており、移動することをあきらめていた方も、これなら前向きに取り組めるのではと思いました。利用されている方のお話も伺いましたが、寝たきりから足こぎ車椅子で動けるようになりうれしいとリハビリに励んでいる姿が印象的でした。

やはりこれも質問というか要望になってしまいますが、市立大曲病院で導入し、患者さんのお役に立てていただきたいと思いますが、そのお考えがないかお伺いいたします。

また、この足こぎ車椅子は1台26万、これは半田教授が推薦した場合ですけれども、

26万、市販ではたぶん30万だと思います。まだ高価な器具です。個人で購入しようとする方への助成についてもご検討をお願いしたいと思いますが、あわせてご所見をお伺いいたします。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の足こぎ車椅子の試験導入と購入助成について申し上げます。

はじめに、足こぎ車椅子を市立大曲病院に試験導入することにつきましては、まずこの足こぎ車椅子は議員ご指摘のとおり、脳梗塞などにより片側半身が不自由になった方がリハビリテーションを実施する際の器具として、また、様々な活動を行う場合の移動手段として非常に有効なものであると考えております。

また、市立大曲病院における車椅子の利用状況を見ますと、寝たきりや歩行困難な患者の割合が高い認知症病棟において車椅子が利用される機会が多くなっており、足こぎ車椅子の導入も想定されますが、この認知症病棟の入院患者の多くは意思の疎通、現状認識、危険判断が困難であるなどの認知症そのものの症状や、徘徊等の周辺症状のある認知症状としては中度から重度の方々であります。このため、足こぎ車椅子の使用対象者と想定される方の症状や使用目的と、市立大曲病院入院患者の症状や使用目的等の状況を比較検討いたしますと、現段階では導入の効果が期待できないものと考えております。

次に、足こぎ車椅子につきましては、病院等でのリハビリテーションにおける医療器具として有効なものと思われませんが、日常生活においても使用するため、個人で購入することも大いに想定されます。その際の助成制度につきましては、介護保険制度と身体障害者制度の活用が考えられます。

介護保険制度では、介護保険の福祉用具として貸与が可能となっており、原則として要介護2以上の方が対象となります。ただし、それに満たない要介護1以下の区分の方であっても所定の確認書が認定されれば対象となるようであります。

また、身体障害者制度では、身体障害者の特例補装具として購入費の一部が助成され、要件としては、本人と配偶者の市民税所得割の合計が46万円未満で、用具の必要性について県の判定で認められた方が対象となります。足こぎ車椅子の主な利用者は、半身不随などで歩行困難な方と考えられますので、大部分の方々につきましては、これらの助成制度で対応可能と考えております。

なお、市としては、この足こぎ車椅子は有望な福祉用具と捉えておりますので、機器の普及や利用助成の促進について努めてまいりたいと考えております。

また、県の専門機関であります「リハビリテーション・精神医療センター」に対しましては、機会を捉え活用の呼びかけをしてみたいと存じます。

【栗林市長 降壇】

- 議長（鎌田 正） 再質問はありますか。
- 6番（杉沢千恵子） ありません。
- 議長（鎌田 正） なければ、これにて6番杉沢千恵子さんの質問を終わります。

【6番 杉沢千恵子議員 降壇】

---

- 議長（鎌田 正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

大変ご苦勞様でございました。

午後 1時34分 散 会